

佐監第87号の14
令和3年3月24日

佐倉市長 西田 三十五 様

佐倉市監査委員 滝 田 理
佐倉市監査委員 瀬 田 和 俊
佐倉市監査委員 岡 村 芳 樹

令和2年度財政援助団体等監査報告

佐倉市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体等監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により次のとおり提出する。

記

第1 監査の対象団体及び所管課

1 出資団体

(1) 公益財団法人 佐倉国際交流基金

所管課 企画政策部広報課

2 補助金交付団体

(1) 公益社団法人 佐倉市シルバー人材センター

所管課 福祉部高齢者福祉課

3 公の施設の指定管理者

(1) 千葉県まちづくり公社グループ

(岩名運動公園、上座総合公園、大作公園、直弥公園、
佐倉市青少年センター指定管理者)

所管課 都市部公園緑地課、

健康こども部児童青少年課、生涯スポーツ課

第2 監査の主眼及び方法

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、団体の種別により以下の観点に基づくほか、佐倉市監査基準に準拠し、実査、確認、証憑突合、帳簿突合、質問等、通常実施すべき手続きを選択し適用した。

なお、着眼点は以下のとおりである。

1 出資団体

- (1) 出資目的に沿った事業運営が行われているか。
- (2) 定款及び諸規程は、整備されているか。
- (3) 資金の運用は、適切に行われているか。
- (4) 財務諸表は、法令等に準拠して作成されているか。

2 補助金交付団体

- (1) 補助金等に係る申請手続きは、適正に行われているか。
- (2) 補助金等に係る事業は、目的に沿って計画的に執行され効果を上げているか。
- (3) 補助金等に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 補助金等の精算は、適正に行われているか。

3 公の施設の指定管理者

- (1) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (2) 公の施設の利用促進のための努力はなされているか。
- (3) 公の施設の管理に係る会計経理は、適正に行われているか。
- (4) 事業の実施は、事業計画書に基づいて適切に行われているか。

4 所管課

- (1) 出資目的及び出資金額等は妥当か。
- (2) 出資団体の経営及び財政状態を把握しているか。
- (3) 補助金等に係る交付手続きは適正に行われているか。
- (4) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。
- (5) 指定管理者に対し、適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

第3 監査の日程

令和2年11月20日から令和3年3月23日まで

第4 監査の範囲

- 1 財政的援助にかかわる出納及び事務
- 2 団体の出納及び事務

第5 監査の結果

今回監査を実施したところ、次のとおり注意、改善すべき点が認められたので、これらに留意し、適正で効率的かつ効果的な事務遂行に一層努力されたい。

※ 指摘事項 : 法令等に違反し、又は不当と認められるため、是正を求める事項もしくは経済性、効率性、有効性の観点から改善、検討を求める事項（措置結果の報告を求める）

※【措置済み】：軽微な事項で、監査結果確定までに改善策を講じたもの

※ 意見 : 法令等に照らしては違反や不備、不適切事項には当たらないが、事務の進め方における工夫や努力、改善によっては今以上に経済性や効率性、有効性が向上すると見込まれる事項について、市の組織及び運営の合理化に資するため、監査委員の提言として表明する事項（対応状況の報告を求める）

1 出資団体

(1) (公財) 佐倉国際交流基金に関する事項

ア 指摘事項

(ア) 2019年度決算報告等について（(公財) 佐倉国際交流基金、広報課）

2019年度決算報告中の収支計算書（正味財産増減計算書）及び正味財産増減計算書内訳表（実績）に記載の「当期一般正味財産増減額」については、「一般正味財産期末残高」と「一般正味財産期首残高」の差と一致しなければならないが、一致しない記載誤りが認められた。

また、2019年度（令和元年度）事業報告についても、事業の開催日数に記載誤りが認められた。

正味財産増減計算書及び正味財産増減計算書内訳表（実績）並びに事業報告書が作成された事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、当該法人による監事の監査を受け、理事会及び評議員会において承認を得なければならないものであることから、慎重を期し、適正かつ正確に作成されたい。【措置済み】

また、同事業報告及び同決算に係る書類については、同理事会及び同評議員会のオブザーバーとして市の職員も閲覧していたが、本記載誤りを見落としていた。

今後は、相当の注意を払い同書類の点検をされ、業務の執行状況を詳細に確認されたい。

イ 意見

(ア) 基本財産の処分について（広報課）

低金利の長期化は、(公財) 佐倉国際交流基金運営の重要な課題となっている。

同基金の定款には、事業の遂行上、やむを得ない理由がある場合には、理事会及び評議員会において議決に加わることでできる理事及び評議員の3分の2以上の議決により、基本財産の全部若しくは一部を処分又は担保に提供することができる旨の規定がある。

同基金の基本財産 295,442,143 円のうち、96.50%の 285,090,000 円（令和元年度決算）については、佐倉市が出資をしている。

中・長期的にも、基本財産を処分又は担保に提供することなく、持続

可能な事業遂行が確保されるよう、同基金に対する関与の在り方について、検討されたい。

2 補助金交付団体

(1) (公社) 佐倉市シルバー人材センターに関する事項

ア 指摘事項

(ア) 補助対象経費の記載について((公社) 佐倉市シルバー人材センター)

佐倉市シルバー人材センター補助金交付要綱に基づき市が同人材センターに対し交付する補助金については、同人材センター事業のうち国庫補助事業の区分による「就業機会確保事業」及び「高齢者活用・現役世代雇用サポート」の2事業を補助対象経費としている。

令和2年度同人材センター補助金交付申請書の経費所要総額欄について、上記2事業の合計額を記載すべきところ、「就業機会確保事業」に係る経費のみが記載されており、「高齢者活用・現役世代雇用サポート」に係る経費が含まれていなかった。

また、同補助金交付申請書に添付された令和2年度経費予算表(補助対象分)の経費についても、一部記載漏れが認められた。

補助金交付申請書については、市が、補助金の交付が適正かどうかを決定するためのものであることから、補助対象経費の算定を適切に行い、正確に記載されたい。

イ 意見

なし。

2 公の施設の指定管理者

(1) 千葉県まちづくり公社グループに関する事項

ア 指摘事項

(ア) 利用料金の設定について(千葉県まちづくり公社グループ)

利用料金の額については、協定書及び各業務基準書により、あらかじめ市の承認を得て、定めるものとされている。

利用料金の額について、年次計画書に記載し、同計画書の承認を得ることで、利用料金についても、承認を得たものとみなし、額を設定していた。

今後は、協定書及び各業務基準書の規定を厳格に遵守し、適切な事務手続きを経て、利用料金の額を設定されたい。

(イ) 年次計画書及び事業報告書の記載について(千葉県まちづくり公社グループ)

協定書及び各業務基準書に基づき市に提出された平成31年度及び令和2年度の年次計画書の別添資料1 利用料金収入内訳及び利用人

数目標について、区分及び料金単価の一部に記載誤りが認められた。

また、市に提出された令和元年度事業報告書中の独自事業報告においても、一部に記載誤りが認められた。

年次計画書及び事業報告書については、施設の適正かつ円滑な管理運営を確保するためのものであることから、今後は、正確な作成に努められたい。

(ウ) 事業報告について（千葉県まちづくり公社グループ、公園緑地課・児童青少年課・生涯スポーツ課）

協定書及び各業務基準書では、指定管理者は、事業報告書、四半期業務報告書及び月次報告書を市に提出し、市は、指定管理者から各報告書が提出されたときは、速やかに審査するものと規定されている。

事業報告書については、独自事業の事業ごとの収支が、四半期報告書については、収支状況が、月次報告書については、独自事業の報告が、それぞれ提出されておらず、市は、当該提出されていない各部分について、審査していなかった。

また、年次計画書に記載することにより、市の承認を得た物品販売・貸出の1独自事業について、事業報告がされておらず、市は審査していなかった。

今後は、協定書及び各業務基準書を遵守し、チェック体制を強化の上、適切な事務手続きを確保されたい。

(エ) 年次業務計画書による承認について（公園緑地課・児童青少年課・生涯スポーツ課）

協定書及び各業務基準書では、指定管理者が、管理業務の一部を委託しようとするときは、当該業務内容及び委託又は請負の期間等について、又独自事業を実施しようとするときは、当該独自事業の実施内容及び参加料の額等について、市の承認を得なければならない、と規定されている。

しかし、管理業務の一部の委託については、委託又は請負の期間が、独自事業の実施については、参加料の額が記載されていない年次計画書により、承認されていた。

今後は、協定書及び各業務基準書を遵守し、チェック体制を強化の上、適切な事務手続きを確保されたい。

イ 意見

(ア) 利用料金の区分について（公園緑地課）

佐倉市都市公園条例によると、有料施設設置公園内の有料施設の利用者は、指定管理者に対し、利用料金を支払わなければならない、と規定されている。

同有料施設の利用料金については、一部を除き 2 時間、半日及び 1 日と区分されている。

同区分のうち、半日及び 1 日の利用時間について、半日は 4 時間、1 日は 8 時間として運用されている。

同有料施設については、開館（所）時間が 8 時間のもののほか、8 時間を超えるものもある。

開館（所）時間が異なる有料施設が混在する場合において、利用料金を単一的に半日及び 1 日と区分すると、当該区分における利用時間について、様々な解釈の余地が生ずる。

同有料施設における利用料金の区分の在り方について、検討されたい。

（イ）スポーツ資料館について（生涯スポーツ課）

スポーツ資料館については、佐倉市ゆかりのアスリートをはじめ、佐倉市を訪れたアスリートのサインや記念品などが展示されており、年間 186 件、3,409 人の利用（令和元年度実績）があるが、利用形態については、団体の定期利用によるストレッチやミーティング、太極拳、ヨガ教室といった健康増進に多く利用されている。

同資料館のある岩名運動公園は、長嶋茂雄記念岩名球場及び小出義雄記念陸上競技場を擁している。

佐倉市出身の著名人を拝した施設がある岩名運動公園に相応した同資料館の在り方について、検討されたい。